

年金だより

お問い合わせ先

本庁：町民課

☎ 55-2314

西庁：町民課(西庁駐在)

☎ 62-2313

年金を受給するために必要な資格期間が、 25年から10年に短縮されます

老齢年金を受け取るためには、保険料納付済期間（国民年金の保険料納付済期間や厚生年金保険、共済組合等の加入期間を含む）と国民年金の保険料免除期間などを合算した資格期間が原則として25年以上必要でしたが、平成29年8月1日からは、資格期間が10年以上あれば老齢年金を受け取ることができるようになります。

制度改正の注意点

- ① 年金を受給するための年齢要件は変更ありません。
- ② 遺族年金や障害年金の権利を有している場合、老齢年金を決定しても併合調整により停止となることがあります。今回の制度改正によって手続きを行っても、お客様の受け取る年金額が変わらないケースがあります。
- ③ 遺族厚生年金の受給要件は変わっていません。亡くなられた方の資格期間が25年以上あることが必要です。

年金請求書の送付時期

日本年金機構において、資格期間が10年以上あることが確認できた方には、お客さまのご自宅宛てに老齢請求書（黄色）を、平成29年2月下旬～7月上旬にかけて順次発送します。黄色の請求書が届かない方でも、任意加入の申し出により期間を加えたり、合算対象期間を含めて年金を受給できる可能性がありますのでご自身の資格期間をご確認ください。

ご存知ですか？学生納付特例制度

20歳以上の方は、学生であっても国民年金に加入しなければなりません。本人の所得が一定額以下の場合、国民年金保険料の納付が猶予（先送り）される「学生納付特例制度」があります。保険料を納められないときはそのままにせず、学生納付特例を申請しましょう。

◆ 対象となる学生

学校教育法に規定する大学（大学院）、短期大学、高等学校、高等専門学校専修学校及び各種学校（修業年限1年以上である課程）、一部海外大学の日本分校。

夜間・定時制課程や通信制課程の学生も含まれます。

◆ 学生納付特例の承認期間： 4月から翌年3月

◆ 申請に必要な書類： 在学証明書または学生証の写し



詳細については、高知西年金事務所までお問い合わせください



088-875-1717